

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、富士見都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

【変更の必要性及び内容】

変更する生産緑地地区	変更する必要性及び内容
第20-1号生産緑地地区	生産緑地法第10条の規定による買取りの申出があり、申出の日から3か月以内に所有権の移転が行われなかったことや、公共施設等(道路)の設置に係る行為及び道連れ解除により、行為制限が解除されたため変更する。 なお、第185号、第54号、第55号、第202-2号生産緑地地区は廃止する。 また、第210号、第281号、第60号、第197-1号生産緑地地区については、生産緑地地区指定申請書の提出があり、生産緑地法第3条及び富士見市生産緑地地区の追加指定基準の要件を満たしているため、変更及び新設をする。
第121号生産緑地地区	
第20-2号生産緑地地区	
第257号生産緑地地区	
第236-1号生産緑地地区	
第224号生産緑地地区	
第198-2号生産緑地地区	
第73号生産緑地地区	
第260号生産緑地地区	
第185号生産緑地地区	
第54号生産緑地地区	
第55号生産緑地地区	
第202-2号生産緑地地区	
第210号生産緑地地区	
第281号生産緑地地区	
第60号生産緑地地区	
第197-1号生産緑地地区	